

市第123号議案

横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定

横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように定める

。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

（目的及び設置）

第1条 横浜市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金（以下「特例交付金」という。）の適切な管理運営を図り、もって平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、特例交付金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を横浜市債証券その他の有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（処分）

第5条 基金は、特例交付金の交付の目的に適合する費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

提 案 理 由

横浜市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の適切な管理運営を図り、もって平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定したいので提案する。